

いかた 議会だより



令和3年(2021年)9月号
発行 愛媛県 伊方町議会
編集 議会だより編集委員会
電話 0894(38)2662

Vol.65



愛媛県自治会館 落成式

令和3年7月18日



今回の主な内容

6月定例会の動き	P 2～3
いっぱん質問	P 3～7
委員会(協議会)報告	P 8

第65回定例会が開催され、報告3件、専決予算1件、条例6件、補正予算1件、人事1件、選挙2件、請負契約5件、発議1件、その他3件は、いずれも原案のとおり承認・可決・同意されました。

【主な決定事項】

報 告

令和2年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額 188,162,000円 伊方町移住定住促進空き家活用住宅整備事業 他24事業

令和2年度伊方町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額 1,466,000円 オンライン資格確認導入

令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額 74,000,000円 伊方町下水道ストックマネジメント基本計画策定業務
(処理場・ポンプ場) 他4事業

専決予算

町長の専決処分事項報告（令和3年度伊方町一般会計補正予算（第2号））

補正額 41,058千円 補正後の額 8,548,067千円

条 例

伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正

伊方町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定

子ども医療費助成の対象範囲を拡充し、子育て世帯の経済的負担をより一層軽減し、更なる子育て支援の充実を図るための改正

伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免期間を延長するための改正

伊方町地域振興センター条例の一部を改正する条例制定

伊方町地域振興センター内の施設の一部を転用するための改正

伊方町二名津地区水路改修工事基金条例制定

周辺園地の保全と道路通行の安全を図る水路改修の財源に充てるための基金を創設

伊方町教育委員会組織条例制定

伊方町教育委員会の組織について、地域住民の多様な意向により一層幅広く反映できるようにするための制定

補正予算

(単位：千円)

会 計 名	補 正 額	補 正 後
一般会計（第3号）	405,388	8,953,455

人 事

伊方教育委員会委員の任命

西村 美重氏（湊浦）

選 挙

伊方町選挙管理委員会委員の選挙

政木 吉久氏（湊浦）、大橋 伴久氏（九町）、菊岡 喜一郎氏（三机）、宇都宮 幹吾氏（松）

伊方町選挙管理委員会補充員の選挙

松本 充範氏（三崎）、上田 充宏氏（豊之浦）、山本 桂二氏（田之浦）、小野瀬 博幸氏（大久）

請負契約

町道鳥津国道線道路新設工事請負契約の締結

契約金額 84,700,000円 契約の相手方 有限会社竹場建設

町道仁田之浜地区内1号線道路新設工事請負契約の締結

契約金額 53,680,000円 契約の相手方 有限会社堀保組

町道塩成港線道路改良工事請負契約の締結

契約金額 51,700,000円 契約の相手方 藤川建設有限会社

町道宇和海線道路防災工事請負契約の締結

契約金額 64,350,000円 契約の相手方 藤川建設有限会社

町道宇和海線道路改良工事（4工区）請負契約の締結

契約金額 91,520,000円 契約の相手方 藤川建設有限会社

発議

伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定

「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴う一部改正

その他

議会運営委員会の閉会中の継続調査

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査

いっぱい質問



木嶋英幸 議員

大綱1 コロナ対策について

問

マスクをのけて、質問させていただき
ます。改選後、初めての定例会でありま
す。心新たに今後も議会に取り組み所存であ
りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本題に入りますが世界中を震撼さ
せているコロナゆえ、日々刻々と変化しており
ます。重複したりすでに取り組んでいることも
あるかと思いますが、提出後1ヶ月以上経って
おりますので、確認の意味を兼ねて質問させ
ていただきたいと思えます。大綱「コロナ対策に
ついて」質問いたします。新型コロナワクチ
ン接種の予約受付が5月17日に開催されまし
た。予約方法はコールセンターのみで、そのう
えわずか2人だけの受付でスタートし、慌てて
増員をする。余りにも危機感がなさすぎるので
はないでしょうか。案の定、全くと言っていい
ほど繋がらない状況だったようであります。聞
くところによると、1日に何十回もかけても繋
がらない。何日もチャレンジした人がいると聞
いております。1日でも早く予約をとりたい。
接種したい気持ちは、皆同じだと思います。先
に取り組んだ全国の市町でも同様な現象が起き
ており、これは想定内だったのではないでしょ
うか。それであれば、伊方町として独自の方法
を考えられなかったのか。高齢者の方も安心し
て暮らせる住民サービスをやらなければならな
いと思えますが、よそも同じだから仕方ない。
我慢してくれはいけないのではないでしょ

答

か。町長はどのようにお考えかお尋ねします。
また、6月4日からWEB受付も始めていると
聞きましたが、今の状況も改めてお尋ねしま
す。旧3町に分けるとか、高齢者から年齢別の
受付をするなど、全国の市町村の事例を収集
し、伊方町に導入できる案件はなかったのか。
いろんな角度から検討をしたけど無理と判断し
たのであれば、その理由もお尋ねします。よろ
しくお願いします。

木嶋議員の大綱1「コロナ対策につ
いて」のご質問にお答えをいたします。
ワクチン接種につきましては、新型コロナウイ
ルス感染症対策の切り札として、医療従事者の
皆様のご協力をいただき、7月末までに65歳以
上の高齢者の接種希望者全員に2回接種を完了
する予定で、現在接種を行っているところでご
ざいます。議員ご質問の予約方法について、町
独自の方法及び全国の事例を収集し、伊方町に導
入できる案件の検討についてでございますが、
庁内関係職員で組織をするプロジェクトチーム
におきまして、先行する自治体の事例を参考
に、年齢区分ごとの受付等について検討をいた
しましたが、伊方町は、65歳以上一斉接種で医
療機関と調整のうえ、高齢者への周知が完了を
していたことから、途中での変更は、様々な面
で混乱を招く恐れがあること、地域別等を採用
した他の自治体を見ても、不公平感や不満は払
拭できない。県外に設置をされているコールセ
ンターに加え、町職員による受付を行った場合
に、二重登録の危険性が回避できないこと等を
勘案し、5月17日からの受付は、接種開始日の
5月31日から1週間ごとに区切ったうえで、そ
れぞれの週の接種希望日に応じて、2週間前か
ら段階的に受付することいたしました。しか
しながら、予想以上に混雑をいたしましたこと

いっぱん質問

から、医療機関に最大限のご協力をいただき、予約を受付枠の拡大を図るとともに、電話回線の増設、予約対応人数の増員につきましては、予約開始前から契約者と協議をいたしておりましたが、早急に人員の確保、研修等に努め、翌週の24日から、予約受付対応人数を増員することとし、希望する高齢者の接種予約を7月9日まで完了し、7月末までに2回の接種を終えることができよう予約方法を変更いたしましたところでございます。また、本町の現在の予約及び接種状況につきましては、6月20日現在で、すでに接種済みの高齢者施設入所者、202人と町外接種予定者91人を除く、高齢者3,901人に対し、3,391人の方が予約をされ、予約率は86.9%となっております。高齢者施設入所者とその従業員等を含めた接種済みの方は、1回目1,753人で、2回目が278人と、順調に進んでいることから、7月末までに、高齢者の希望者全員に接種できる見込みとなっております。なお、今後の、64歳以下の方のワクチン接種につきましては、ワクチンが順調に供給されることが前提ではありますが、対象者は4,145人で、6月25日から、年齢区分ごとに、段階的に接種券を発送する計画といたしております。予約は、6月28日から順次、インターネット予約を中心に、コールセンターでも受付、接種は高齢者と同じく個別接種と集団接種の併用とし、7月12日から実施する計画で、当該年齢層が概ね生産年齢人口に当たることから、日曜日に集団接種を伊方町生涯学習センターと三崎保健福祉センターで行う予定にいたしており、希望者全員に、秋ごろの1日でも早い時期に接種完了を目指して準備を進めているところでございます。また、基礎疾患のある方には優先的に接種をすることといたしており、すでにホームページで告知し、防災行政無線で放送をしているほか、6月25日発送予定の町広報誌への折り込みチラシに

よる周知等を行うとともに、申し出ていただく申請書につきましては、ホームページからダウンロードできるようにしており、役場本庁、保健センター、各支所の窓口も設置をしているところでもあります。引き続き、冒頭の挨拶で申し上げました、接種予約などで町民の皆様にご不便、ご心配をおかけをしたことを教訓に、医療従事者の皆様のご協力を得ながら接種体制を整備し、希望する町民の皆さんが、安心安全に接種を終えることができるよう、全庁挙げて取り組んでまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

(町長)



田村 義孝 議員

大綱1 選挙の投票率低下の対策について

問 マスクを外してしゃべらせていただきます。このたびの選挙で、初当選させていただきました田村義孝でございます。町民の皆様のお声を町政に届けてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。それでは、一般質問通告に従い、質問させていただきます。

大綱1、選挙の投票率低下の対策について本年2021年、伊方町の議会議員選挙の投票率は、79.42%でした。2017年が、83.56%。2013年が84.79%。2009年が90.29%。コロナウイルスの影響もあり、前回から4.1%の減少でした。投票率の低下の理由の一つとして、町民の皆さんの町政への関心

が薄くなってきているのではないかと危惧をいたしております。地方議員のなり手不足が問題となっている中、今のところ伊方町では、議会議員選挙では無投票ということもなく、選挙が行われているのは健全であると思います。選挙戦のさなか投票の際の判断材料が少ないため、投票に困るといってお話を聞きました。また、高齢化率が高まっている中、地域によっては体が不自由なため、投票所まで行くのが大変という声も耳にしました。そこで、理事者にお尋ねをいたします。投票率を高めるために、有権者が望む情報を伝える。投票しやすい環境整備をする。この2点が大事と私は考えますが、町としては、投票率を高めるためにどのような施策を実施していますか。特に、してないのだとしたらこの投票率の低下を踏まえ、今後、どのような対策を施していきますか。以上、お尋ねいたします。

答

田村議員の大綱1、選挙の投票率低下の対策についての質問にお答えをいたします。議員ご指摘の通り、今回の町議会議員選挙の投票率は、前回選挙と比較して、4.14ポイント減少するなど、伊方町合併以来減少を続けている状況でございます。この投票率の減少は、全国的な傾向であり、愛媛県下全体の傾向でもございますが、県内自治体議員選挙の投票率を見てもみると、合併以来、伊方町が最高の投票率でございます。前回は3番目となっております。県内では、依然高い投票率を保っている状況ではあります。また、県内では、高齢化率の高い市町ほど投票率が高くなっている傾向が見受けられております。さらに今回の町議会議員選挙の期日前の投票率は48.45%と、約半数の方が期日前投票を実施しており、前回選挙より4.36%増加している状況でございます。さて、議員ご質問の町として、投票率を高めるために実施して

いる施策についてでございますが、投票率を高めるためには、投票に行きやすい環境体制を作ること、さらに投票への意識を高める取り組みが必要と考えております。そこで現在の町の選挙執行状況及び取り組みの内容などを紹介をさせていただきます。まず、投票に行きやすい環境体制を作ることにつきましては、投票所は、ほぼ各地区に近い場所に配置をいたしており、33投票所の体制を維持いたしております。投票時間につきましては、

は、町長、町議会議員選挙以外の選挙につきましては、伊方地域の大成、鳥津地区及び瀬戸、三崎地域の22投票所につきましては、1時間繰り上げて、19時までの投票としておりますが、町長、町議会議員選挙につきましては、全投票所の投票時間を20時までといたしております。さらに期日前投票所につきましては、法的には1ヶ所以上設けることとされていることから、町では、本庁、瀬戸支所、三崎支所及び町見出張所の、4ヶ所に設置をいたしており、4ヶ所すべて同じ投票日で、20時までの投票時間といたしております。次に、投票への意識を高める取り組みにつきましては、18歳選挙権に移行された後の平成27年度から三崎高校におきまして、新しい選挙制度の周知を図る説明会を開催をいたしており、担当職員が訪問して、生徒に対して啓発を行っております。他に町の選挙周知の取り組みといたしましては、広報いかた及び町ホームページへの掲載、防災行政無線による放送の実施、本庁支所及び出張所への懸垂幕の掲示などを実施いたしております。以上のような取り組みを始め、選挙制度の周知など、町では可能な限りの対応を行っているところでございます。今後とも町では、町選挙管理委員会での議論を踏まえまして、投票者数の検討や将来への取り組み、さらに18歳選挙権などの制度改正にありまして、公職選挙法の動向などにも対応をしまして、啓発執行に積極的に取り組んでまいりたいと

存じます。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。(町長)



加藤 智明 議員

大綱1 買い物弱者及び交通弱者対策について

問 失礼をいたします。先の町議会議員選挙において、初当選させていただきました加藤智明でございます。議員としての本文を理解し、町民の皆様の身近な相談役として、お力になれるよう邁進していく所存でございますので、よろしく願いたいと思います。それでは、議長の許可をいただきましたので、質問してまいりたいと思

います。初めての雰囲気で大変緊張しておりますが、理事者の皆様には、わかりやすいご答弁をお願いできたらと思っております。本日は、一般質問に大綱2点を提出しておりますので、よろしく願っています。まず最初に、大綱1、買い物弱者及び交通弱者対策についてお尋ねします。伊方町には、飲食を含む商店が約90件ありますが、伊方町合併当時から比べると約5割もの商店が減ったと聞いております。私の周りでも、後継者がいない。体調崩して閉店したなどの話は聞いておりました。改めて、高齢者の暮らしに影響を与えていると感じております。過疎地域における商店の減少は全国的な問題でもあり、高齢者を中心に、食料品の購入や飲食に不憫や苦勞を感じる方を買い物弱者といい、買い物弱者を食料品アクセス困難人口と定義し、食料品アクセス問題として、また

健康にも関わることから、重要な社会問題であると位置付けており、農林水産省でも取り上げ大きな社会問題となっていることはご存知のことと思います。現状に至った大きな理由としては、地域の過疎化、隣町の大型スーパー等へのアクセスが良くなったことや、ネット通販が普及し、流通形態が変化したことにより、身近な商店等が廃業や衰退したためだと言われています。過疎化の進んだ地域で商売を続けていくのは、厳しい状況にあります。今現在、伊方町内での買い物弱者に対する支援としては、移動販売、各商店による配送サービス。買い物等するための巡回バスと官民様々な団体がいくつかの地域で、支援努力されておりますが、配達してくれて大変助かる。移動販売が定期的に来てもらえるのは助かるという声を聞く一方で、家まで大きな荷物や重い荷物は、持ち帰ることが大変なのだと言った声も聞きます。また、運転免許の返納や交通手段を持たない交通弱者の支援のための巡回バスを運営されていますが、巡回バスについても、町内の病院や買い物に行くには、便利になったという声も聞きますが、便数が少ない時間が合わない。町外への大きな病院には、タクシー等で行かなくてはならず、その交通料金が年金暮らしの方たちには、大きな負担となっております。今後、伊方町内でもさらに高齢化が進み、買い物弱者や交通弱者が増え続けることが予想される中で、車がない方や免許等を返納した方も、安心して暮らせる伊方町であるために、新

いっぱん質問

しい取り組みを試行錯誤していかねければならぬと考えますが、今現在の現状認識と今後の対策について、理事者の見解をお聞かせください。

答

加藤議員の大綱1、買い物弱者及び交通弱者対策についてのご質問にお答えをいたします。人口減少、少子高齢化、過疎化等の進行による流通形態や住環境の変化、交通網の弱体化に伴い、過疎地域における買い物環境は悪化し、全国的な社会問題となっており、伊方町におきましても、飲食を含む商店が年々減少をし、高齢者の暮らしにも深刻な問題となっております。ご指摘の通りでございます。そこで、町といたしましては、地域の身近な商店の減少や高齢化等により日常生活に必要な食料品や日用雑貨品の買い物が困難な状況にある方。いわゆる買い物弱者に対して、買い物の機会の確保と生活の維持向上等を図ることを目的に、事業者が移動販売により日常生活物資の購入支援を行う場合において、移動販売車の購入やその運営に要する経費の一部を補助する。伊方町買い物弱者支援事業を創設をいたしております。現在、この補助制度を利用した事業者によって、移動販売車2台が導入をされ、瀬戸、三崎地区及び伊方、一見地区の一部で、町民の方への移動販売サービスが提供されており、令和2年度には、年間で延べ約2万人が利用をされております。また、販路拡大等に意欲的な商店を含む、中小企業者への対応策として、小規模事業者が商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組み費用の3分の2を補助するがらばる商工業者支援事業を伊方町商工会において、創設をされております。さらに町では、町内で創業、起業する方を対象に、創業起業に要する経費に対し、2分の1の補助金を交付することとし、その上限額を町内者の常時雇用人数に応じてありますが、最大300万円と

する伊方町創業・起業支援事業を実施しているところでございます。今後、これらの補助制度につきましては、より広く事業者に普及啓発を図るとともに、伊方町独自の地域商品券事業などを通して、過疎化の中、厳しい状況下においても、商店や事業を維持し続けている事業者を支援し、買い物弱者に対する買い物の機会の確保と生活の維持向上に努めてまいりたいと考えております。次に、交通手段を持たない方、いわゆる交通弱者への支援につきましては、令和元年10月からスクールバスを活用し、登下校時以外の空いた時間帯でも、地域巡回バスとして、現在16台を運行をいたしているところでございます。これまでの利用実績といたしましては、令和元年度は、10月から3月までの半年間で約8,000人。1日平均で69人。令和2年度は、年間で約17,500人。1日平均で74人。今年度は5月末現在で約2,800。1日平均で73人となっております。地域の貴重な交通手段として定着をしてきたところでございます。しかしながら、限られた時間帯に限られた台数で、町内全域を巡回しているために、便数や利用時間にご不便を感じておられる方も、いらっしゃることとございます。ですが、運行開始以来、利用者からの様々なご意見を参考に、改善を重ねており、この4月から、伊方、瀬戸、三崎地域を結ぶ路線の拡充や国道から瀬戸地域の集落へ円滑にアクセスできるよう国道沿いにバス停を設けるとともに、町外へ出られる場合は、巡回バスと民間バスをできるだけ円滑に接続できるよう、時刻表を設定するなど、利便性の向上に取り組んでいるところでございます。このほか、民間バス路線を維持するための支援や運転免許証を自主返納された方に対する支援も行っております。今後も利用者からのご意見やご要望等を参考に、利用者の利便性の向上を図るために、巡回バスの運行の見直しなどを継続して実施し、交通手段を持たない方

が安心して暮らすことのできる。住環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。
以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。
(町長)

大綱2 災害時における避難場所への案内や避難路の整備について

問

大綱2、災害時における避難場所への案内及び避難路の整備についてお尋ねします。伊方町は、高齢者率約47%とかなり高齢化が進んでおり、今後30年以内に起こり得ると言われている。南海トラフ地震等を初め、何十年に一度といった大型台風や豪雨災害が予想される中、対応策も急がなくてはならない状況にあります。未曾有の災害に対し、避難場所、避難道、防災センター等の準備をされていることは、多くの町民が周知しており、またその準備によって安心されている町民の方も多いと思います。しかし、いまだ避難経路や案内が十分でないように思います。例えば、防災センターは、災害時に原子力発電所から放射線物質が漏れた場合に一時避難できる放射線防護施設と認識しておりますが、この施設には、その地区の住民だけでなく、仕事や観光で来られている方々も対象となるはずですが、避難場所等への案内がないように思います。さらに、ホームページでは、防災マップにより避難場所等を確認できますが、災害時にインターネット等の情報手段が遮断されることも予想されますので、看板等による案内も必要ではないかと思えます。また、避難路と移動手段についてですが、避難路とは、広域避難場所等へ通じる道路、または沿道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に、避難させるための道路等である。移動手段は、基本徒歩すると認識しておりますが、先に述べたように約2人に1人が高齢

者であり、高齢者をはじめ要配慮者を避難場所まで運ぶには、車両による移動が不可欠であり、現実的であると思います。また、その移動手段を確実に実行させるための車両による避難所までの出入りしやすい整備も必要ではないかと思えます。愛媛県の災害対策基本法の地域防災計画において、防災対策は、県民が自らの安全を自らで守る自助を実践したうえで、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本とし、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して、着実に防災活動を実施していくことが重要であると明記されています。伊方町の防災計画においても、災害時における自助、共助は重要だと明記されています。伊方町にも自主防災組織や消防団があり、地域の安全を守っていただいておりますが、高齢化が進み、今後も団員の数も減少していくことが予想され、地域によっては、高齢者同士での共助も重要になってきております。伊方町は助け合いの精神、合力の心が強く根付いている町であり、私の生まれ育ったこの町で強く感じているところでございますが、合力の精神だけでは限界がありますので、過疎地域における共助しやすい環境整備を公助によりしていただくことは、いつまでも住み続ける、町民の暮らしを守る町政の責務だと思えます。災害時における避難場所及び避難路、移動手段について、現状認識と今後の対策及び災害時の自助、共助、公助について見解を伺います。よろしく願います。

答

加藤議員の大綱の2、災害時における避難場所への案内や避難路の整備についてのご質問にお答えをいたします。近年の集中豪雨や大型化する台風などによる災害は、全国各地で激甚化をいたしております。また、南海トラ

フ地震におきましては、今後30年の間に70%から80%の高い確率で発生すると言われております。さらに万が一、伊方発電所で重大事故が起きた場合など、災害時における住民の避難対策は喫緊の課題となっております。このようなことから、町では、自然災害時の防災計画や原子力災害時の避難行動計画の策定のほか、避難所や避難路の整備など、様々な対策を行っているところでございます。避難所には、学校のグラウンドなど、災害が発生した場合などに一時的に避難するための指定緊急避難場所、公民館や体育館など、避難住民を災害の危険がなくなるまでの間滞在できる指定避難所、原子力災害時の放射線防護施設、各地区が自主的に開設する自主避難所などがございます。これらの避難所の案内看板につきましては、現在指定避難所45箇所のうち15箇所に整備をいたしておりますが、議員ご指摘のとおり、まだまだ不十分なことから、今後、各種避難所や避難経路を含めて、必要箇所を調査のうえ、整備を進めてまいりたいと考えております。避難路の整備につきましては、地区外への避難は、車両による移動が主体となり、特に高齢者要配慮者の方々に対し、その実効性を高めるための整備が重要でございます。本町における既存道路のネットワークは、半島の頂上部を走る国道197号を軸とし、瀬戸内海側から半島先端に至る県道と宇和海側の町道が各集落を連結し、基幹3ルートのもと、町内の交通網が形成をされており、これらの全路線総延長約483キロメートルが災害の種類を問わず、避難時に使用するルートとして重要な役割を担っております。このような道路網に対する整備につきましては、現在、優先度の高い集落間を接続する主要幹線に重点を置き、拡幅、防災工事を進めるとともに、部分的な待機所の設置や地区内の防災力の向上を目的とした道路新設事業にも取り組んでいるところでございます。また、地区内の車道

以外の既存道路や里道につきましても、各地区で実施をされる避難訓練等の検証や各地区からの要望や情報提供をもとに、修繕や手すりの設置等の安全対策に取り組んでおり、今後もヘリポートの整備をはじめとした空路避難や海上避難対策などを含めまして、災害対策に終わりなしという考えのもと、継続して取り組んでまいります。住民避難につきましましては、まずは、自らの命は自らが守る自助、次に、地域でお互いに助け合う共助が重要となります。幸い本町におきましては、消防団組織や自主防災組織がしっかりと機能を果たし、日頃からの訓練や災害時の活動、自主避難所の開設など、それぞれの役割を果たしていただいております。消防団につきましましては、団員数の減少や高齢化などの問題を抱えておりますが、町といたしましては、消防施設設備の更新や活動服などの装備品の充実に加え、昨年度から団員報酬を引き上げるなど、団員の士気高揚と団員数確保に取り組んでいるところでございます。また、公助につきましましては、避難所の開設、運営と適切な避難情報の発信など、有事の際の住民避難のための取り組みのほか、非常用持ち出し袋の配布や備蓄品の整備、自主防災会が行う避難訓練への支援、防災士の育成支援、さらに区長さんや民生児童委員さんの協力のもとで、避難行動要支援者名簿の作成など、日頃からの災害への備えに対し、支援を行っているところでございます。今後も「災害から身を守る」「住民の命を守る」「被害を最小限に抑える」ということを第一に、住民、地域、町がそれぞれの役割をしっかりと果たしながら、自助、共助、公助を適切に実施するとともに、町としては、防災対策の充実に取り組みることにより、地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりに努めたいと考えております。

以上、加藤議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。(町長)

委員会（協議会）報告

月 日	委員会（協議会）	概 要
6月 7日	議会運営委員会	第65回定例会の運営について
6月15日	議員全員協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 伊方町過疎地域持続的発展計画の策定について 2. お試しサテライトオフィスの設置について 3. 伊方町総合福祉センター整備事業について 4. 新型コロナウイルスワクチン接種について 5. 株式会社瀬戸ウィンドヒルによる風力発電事業におけるFIT期間満了後の事業方針について 6. 町道鳥津国道線道路新設工事請負契約の締結について 7. 町道仁田之浜地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について 8. 町道塩成港線道路改良工事請負契約の締結について 9. 町道宇和海線道路防災工事請負契約の締結について 10. 町道宇和海線道路改良工事（4工区）請負契約の締結について 11. 令和元年度決算に係る統一的な基準による財務書類の公表について 12. 伊方町地域博物館基本計画について 13. 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応等について（事前避難対象地域の設定） 14. 条例の制定等について 15. 令和3年度伊方町一般会計補正予算（第3号）概要 16. その他 寄附採納について
	議会改革特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 伊方町議会議規則の一部を改正する規則制定について 2. 審議会等の委員への議員の就任について 3. 一般質問の方法について 4. その他 議案等の委員会付託について タブレット端末の導入について
	議会運営委員会	伊方町議会第65回定例会の追加日程について
6月21日	議会運営委員会	伊方町議会第65回定例会の追加議案について
6月25日	議員全員協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 伊方町地域商品券事業について 2. その他

議長の動き（主な内容）

- 5月24日 県町村議会議長会会長候補者の推薦（WEB会議）
- 27日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会（WEB会議）
- 6月 2日 町人権教育協議会・人権対策協議会役員会
- 27日 三崎漁業協同組合通常総会
- 28日 町人権教育協議会・人権対策協議会定期総会
- 7月 5日 第1回花橘を守る会
愛媛県立三崎高等学校教育振興会第1回理事会
- 8日 八幡浜地区施設事務組合議会（八幡浜）
- 13日 融心会総会
- 18日 新愛媛県自治会館落成記念式典（松山）
- 19日 県後期高齢者医療広域連合議会第2回臨時会（松山）
- 8月 3日 知事との意見交換会（八幡浜）